

第30回 安来市農業委員会議事録

令和4年12月21日 午後2時00分 第30回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1番 横山 芳明君 2番 足立 仁行君 4番 北中 宏一君 5番 木戸 芳己君
6番 杉原 建君 7番 武上 隆雄君 8番 仲佐 久子君 9番 北川 正幸君
10番 安松 智君 12番 塩見 秀雄君 13番 板金 悟君 14番 渡邊 克実君
15番 佐々木吉茂君 17番 吉村 正君 18番 齋藤 哲君

2. 欠席委員 3番 永塚委員 11番 新田委員 16番 岡田委員 19番 渡辺委員

3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年12月21日 1日
日程第 3	議第122号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第123号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第124号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第125号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定について
日程第 7	議第126号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第156号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第157号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 10	報第158号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 11	報第159号 土地改良区からの地目変更届出の通知について

5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第30回農業委員会を始めさせていただきたいと思います。本日の会議ですが、岡田会長が欠席ですので、委員会会議規則第2条により安松会長代理が議長を務めますのでよろしくお願ひします。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、安松会長代理のあいさつをお願いいたします。

議 長：安松 智君

【あいさつ】

議 長：安松 智君

本日の会議について、事務局から報告願ひます。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第30回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議 長：安松 智君
欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君
3番 永塚委員 11番 新田委員 16番 岡田委員 19番 渡辺委員です。

議 長：安松 智君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により7番 武上委員、8番 仲佐委員を指名いたします。

議 長：安松 智君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思いを。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：安松 智君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：安松 智君
日程第3 議第122号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：安松 智君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、山間部の小区画の農地で段差や急傾斜のため耕作不便により平成14年以前より耕作をしなくなり現在に至ったものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議 長：安松 智君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について9番 北川委員お願いします。

9番 北川 正幸君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：安松 智君
次に、現地調査報告を1班6番 杉原委員お願いします。

6番 杉原 建君

6番 杉原です。今月の調査班は1班で、木戸班長、安松代理、吉村委員、板金委員、杉原の5名と、事務局より實重局長、名原係長で行いました。昨日12月20日、午後1時30分より201会議室において、事務局より申請内容等の説明を受け、申請書、同意書等の確認を行いました。それでは2条、非農地証明願の1番案件について説明いたします。場所は安来市広瀬町布部■■■■■■■■■■計4筆、387㎡です。現地では地元の北川委員から説明を受けました。内容は事務局の説明通りです。道路を挟んだ小区画の農地で、道路で寸断され段差や急傾斜地であり、長い間耕作されておらず、森林となっております。農地に復元するのは困難であると、調査班としては非農地であると判断いたしました。審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：安松 智君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議 長：安松 智君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：安松 智君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：安松 智君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：安松 智君

日程第4 議第123号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：安松 智君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、1件で、「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離平均5m、農機具は、トラクター1台、管理機1台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■■■■■■■です。以上です。

議 長：安松 智君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について6番 杉原委員お願ひします。

6番 杉原 建君

6番 杉原です。3条申請の1番案件の説明を行います。譲受人は譲渡人の孫にあたります。生前贈与です。譲受人はこの農地で意欲的にハウスでイチゴ栽培を行っており、現在もイチゴ栽培を行っており、周辺農地には影響はないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長：安松 智君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：安松 智君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：安松 智君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：安松 智君

日程第5 議第124号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：安松 智君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページから11ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、3件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、3種農地の区域に隣接または宅地の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連担している区域に近接する区域内にある農地で、おおむね10ヘクタール未満であるものであることから第2種農地と判断します。転用目的は、漁業用倉庫です。権利の種類は、所有権の移転です。譲受人は、昭和59年より県より漁業の許可を取得し、漁業を営んでおります。普段は市内漁港に所有船舶を停泊させていますが、台風の時期及びシーズンオフ時の管理のため、自宅地区に漁業用倉庫を建築することを計画しました。防犯上及び日常的な管理の必要性から自宅近隣から候補地を選定した結果、自宅所有地には余剰地がなく、近隣の雑種地も検討したが所有者の了解が得られずやむをなく本申請地を選定するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。2番は、土地の区分は、農用地区域内農地です。転用の目的は、木材土場、木材搬出場で、権利の種類は使用貸借権の設定です。一時転用で期間は3年間です。借人は造園業、運送業等を行う事業者であります。隣接する山林を伐採し、伐採木を搬出する計画であります。当該山林は急斜面となっており作業道開設が困難な状況であります。そのため、本申請地を一時的に借り上げ、伐採木の集積、木材等のトラックでの搬出のための作業道及び伐採木が圃場に倒れるための置場を確保するものであります。これは、農地法施行令第11条第1項第1号、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供する事が必要であると認められる場合に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この土地の賃貸料は、■■■■です。3番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、真砂土採取、作業用道路で、権利の設定は貸借権の設定です。期間は一時転用で1年間です。賃借人は、現在、平成29年12月22日から令和4年12月21日までの5年間、一時転用で許可に基づき操業していますが、松江県土整備事務所長に対し、更に向こう1年間に渡り、採取期間継続の申請をしています。これまでと同様に真砂土採取事業に伴う作業用道路として運搬車両の幅員を確保するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第5条第2項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：安松 智君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について18番 齋藤委員をお願いします。

18番 齋藤 哲君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：安松 智君

2番の案件について 17番 吉村委員をお願いします。

17番 吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：安松 智君

3番の案件について 13番 板金委員をお願いします。

13番 板金 悟君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：安松 智君

次に、現地調査報告を1班6番 杉原委員をお願いします。

6番 杉原 建君

6番 杉原です。5条申請の説明を行います。1番案件、安来市今津町■■■■■、1159㎡、現地では齋藤委員から説明を受けました。転用目的は漁業用倉庫で台風時期及びシーズンオフ中の漁船の管理、その他露天駐車場、資材置場です。土地の造成は道路高としまして、40cmの盛土を行い、周囲にはコンクリート擁壁で土砂の流出防止を行います。雨水については南側の既設の水路に流します。汚水はありません。周辺の農地への影響はないと考え、調査班としては許可妥当と判断いたしました。続きまして2番案件の説明を行います。安来市広瀬町富田■■■■■、1398㎡です。現地では吉村委員より説明を受けました。転用目的は木材土場、木材搬出道です。申請地の隣接の山林が急傾斜となっており、作業道路を設けることが困難であり、申請地に集積する計画です。樹高は30m程度の樹木が多数あります。過去にも倒木等もあり、伐採を計画されます。土地の造成は行わず表土は集積し、土砂の流出を防止します。雨水については南側の用排水路に排水され、周辺の農地には影響はないと考え、調査班としては許可妥当と判断しました。続きまして3番案件の説明を行います。安来市伯太町上十年畑■■■■■の183㎡。現地では板金委員より説明を受けました。転用目的は真砂土採取、作業用道路です。平成29年12月22日から令和4年12月21日までの5年間の許可が出ておりましたが引き続き1年間の許可を申請することになりました。現在の洗車場、雨水等に対しても引き続き継続し、過去の操業にも問題も発生しておらず、調査班としては許可妥当と判断いたしました。皆様の審議よろしく願いいたします。

議長：安松 智君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：安松 智君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：安松 智君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：安松 智君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：安松 智君
2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：安松 智君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：安松 智君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：安松 智君
3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：安松 智君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：安松 智君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：安松 智君
日程第6 議第125号 安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定についてを議題とします。

議 長：安松 智君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
12ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので、これに対する審議を求めるものです。安来農業振興地域整備計画の変更に対する意見の決定につきましては、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。市から意見を求められたのは、除外12件で、うち安来地域7件、広瀬地域4件、伯太地域1件です。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 清水 仁志君
農林振興課の清水です。よろしく申し上げます。今回農用地区域から除外予定の面積は13,294㎡で、工場事務所等用地、公用公共用施設用地、一般住宅、その他の用途の12件です。編入予定の面積は4,170㎡で、未編入農用地の編入の3件になります。資料の1ページに全体面積、2～3ページに変更理由別面積を掲載しております。除外のうち、携帯電話基地局の公用公共用施設用地の案件を除いた、10件13,292㎡が農地転用許可を要する事業計画となります。該当地の土地調書は5～7ページ、広域の位置図は11

ページです。それでは個別の案件についてご説明いたします。

始めに整理番号 10, 11 の携帯電話基地局用地については、電気通信事業法に基づく認定電気通信事業者が設置する通信のための無線基地局であり、農地転用許可不要となります。電波状況やそのカバーエリアを勘案すると、申出地以外に代替すべき土地はありません。いずれも農地の末端部分であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号 1、佐久保町の貯木場、面積 720 m²の案件について、資料を 12～14 ページに掲載しております。申出者は申出地に隣接する山林にて木質バイオマス発電所の建築を計画している発電事業者です。本発電所には搬入した木材の長期保管、自然乾燥させる貯木場が必要となり、当初は山林のみで発電所および貯木場が収まる計画でしたが、現地測量の結果、急傾斜により計画外の法面を設ける必要が出たため、申出地を造成し、貯木場として利用することを計画しました。周辺は同じく急傾斜の山林に囲まれており、他に利用可能な土地がなかったことから、やむなく隣接農地である申出地が選定されたものです。山林に囲まれた農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号 2、宇賀荘町の一般住宅、面積 325 m²の案件について、資料を 15～17 ページに掲載しております。申出者は現在妻と子の 3 人で市内アパートに住んでいますが、子の成長に伴い住まいが手狭になったことから戸建て住宅の建築を計画しました。祖父母および今後高齢化する両親の支援も見据えて実家周辺で候補地を検討したところ、実家敷地には余剰地がなく、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく隣接農地である申出地が選定されたものです。宅地に囲まれた農地の一部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号 3、今津町の駐車場・資材置場、面積 532 m²の案件について、資料を 18～21 ページに掲載しております。申出者は申出地に隣接する宅地に事業所を構える外構・造園工事業者です。事業拡大に伴い従業員駐車場および資材置場が不足するようになったため、既存敷地に隣接する申出地の一部を譲り受け、敷地拡張を計画しました。既存敷地には余剰地がなく、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、やむなく隣接農地である申出地が選定されたものです。宅地に隣接した農地の縁端部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号 4、切川町の事務所・倉庫・進入路、面積 2,927.00 m²の案件について、資料を 22～26 ページに掲載しております。申出者は地元の林業会社であり、事業拡大に伴い、現在休憩所や資材置場として利用している土地とその周辺農地を利用して事務所、作業場、車庫等を一体的に整備することを計画しました。現在の敷地は会社代表の先代が農地転用許可を受けずに約 30 年前から埋め立て、農機具置場等として利用していましたが、その後代表が譲り受け事業用として利用しているものです。現在の進入路部分を農地復旧し、一部を追認のうえ事業敷地の拡張を求めています。周辺に利用可能な宅地等がなかったことから、やむなく申出地が選定されました。南側集落から連なる宅地続きの農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号 5、東赤江町の集会所駐車場および広場、面積 1,000 m²の案件について、資料を 27～29 ページに掲載しております。申出者は地縁団体登録された自治会であり、兼ねてから集会所駐車場および町内行事を行う広場等がなかったことから、集会所に隣接する申出地を利用してそれらを整備することを計画しました。現在の集会所近辺で候補地を検討したところ、集会所敷地には余剰地がなく、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、申出地がやむなく選定されました。市道に面した宅地続きの農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号 6、赤江町の資材置場、面積 1,161 m²の案件について、資料を 30～33 ページに掲載しております。申出者は申出地の東約 300m に事務所を構える土木建設業者です。事業拡大に伴い資材置場が不足するようになったため、既存資材置場に隣接する申出地において新たな資材置場を計画しました。既存資材置場周辺で候補地を検討しましたが、周辺に利用可能な宅地等もなかったことから、申出地がやむなく選定されました。宅地に隣接する一団の農地の縁端部であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号 7、飯梨町の資材置場、面積 2,374 m²の案件について、資料を 34～36 ページに掲載しております。申出者は申出地の南西約 400m に事務所を構える土木建設業者です。平成 13 年頃に事業拡大に伴い資材置場が不足したことから、会社代表が畑として利用していた申出地を資材置場として利用す

るようになったという追認案件になります。当時事業所周辺にて候補地を検討しましたが、既存敷地には余剰地がなく、周辺に同意を得られる土地もなかったことから、やむなく会社代表の所有地であった申出地が選定されました。東側集落から連なる宅地続きの農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号8、伯太町上十年畑の駐車場、面積46㎡の案件について、資料を37～39ページに掲載しております。申出者は申出地に隣接する宅地に住宅を建てる予定としていますが、敷地が狭く駐車場のスペースが確保できないことから、建築予定地に隣接する申出地を駐車場として利用することを計画しました。建築予定地周辺で候補地を検討しましたが、周辺に同意を得られる土地がなかったことから、やむなく申出地が選定されました。県道と市道に囲まれた狭小な農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号9、広瀬町西比田の進入路、面積50㎡の案件について、資料を40～42ページに掲載しております。申出者は申出地の西隣に居住しており、家族が高齢となり福祉サービスを利用するようになりましたが、宅地への進入路が狭く、敷地内に回転スペースもないため送迎用の福祉車両の進入および回転に苦慮するようになったことから、申出地を進入路・回転場として利用することを計画しました。既存の進入路を拡張するには申出地を利用するほかなかったことから、やむなく選定されました。宅地に隣接する狭小な農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号12、広瀬町菅原の太陽光発電施設、面積4,157㎡の案件について、資料を51～54ページに掲載しております。本件は前回令和4年3月変更時に申出されたものであり、一度この場でもご説明申し上げた案件でございますが、島根県からの指導により、既に他用途で除外済であった計画地の一部を農用地区域に編入したうえで、改めて今回除外するものです。申出者は広瀬町菅原地内で太陽光発電事業を行っている発電事業者で、この度既存設備と集团的に管理できる形での太陽光発電設備の増設を計画しました。既存施設周辺かつ日照量が見込め、同意が得られた土地が申出地しかなく、やむなく選定されました。県道と飯梨川に囲まれた広がりのない農地であり、農地の集団化、農作業の効率化等への影響はありません。

続いて整理番号13、伯太町安田関の編入、面積704㎡、整理番号14、広瀬町西比田の編入、面積2,429㎡、整理番号15、広瀬町布部の編入、1,037㎡について、資料を55ページ以降に掲載しております。いずれも将来にわたって農地利用し、中山間直払の協定農地とするため、未編入農用地を編入するものです。

以上、12件の除外、3件の編入についてご説明いたしました。ご審議のほど宜しく願いいたします。

議長：安松 智君

この案件につきましては、事前に農地対策委員会を開催し、現地調査をしておりますので、5番 木戸委員長の報告をお願いします。

5番 木戸 芳己君

5番 木戸です。報告いたします。12月6日、午後1時より伯太庁舎を農林振興課の清水職員の案内で、岡田会長、渡辺委員、齋藤委員、吉村委員、板金委員、杉原委員、木戸、そして實重局長、名原係長で出発いたしました。資料1の整理番号1から9までの9か所、それぞれの現場で清水職員の説明を受け、確認いたしました。その結果、全員異議がありませんでした。以上報告いたします。

議長：安松 智君

只今、説明並びに報告がありました。質問のある方はご発言をお願いします。ないようですので、ここで意見を取りまとめたいと思います。事務局から意見について提案願います。

事務局：實重 昌宏君

先ほど木戸農地対策委員長よりご報告がありました。農地対策委員会の皆様は同意ということでしたので、農業委員会の意見としては、都市計画法等の関係法令を遵守し、整合性を図ることの

意見を付した方が適當ではないかと考えます。よろしくお願ひします。

議 長：安松 智君

只今、事務局から提案がありました。他に何かご意見はありませんか。

議 長：安松 智君

それでは、質疑がないようですのでこの案件について事務局提案のとおり意見を付すことについて、賛成される方の挙手を求めます。

議 長：安松 智君

全員賛成ですので、この案件については意見を付して市長に報告することにします。

議 長：安松 智君

日程第7 議第126号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議 長：安松 智君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

14ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、別紙資料2ということでお手元にお配りしております。別紙資料2の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権554件、面積1,891,862㎡、使用貸借権149件、面積114,053㎡、全体で703件、総面積が2,005,915㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 井上 幸雄君

農林振興課 井上です。議第126号についてご説明いたします。説明の前に1点修正をお願いいたします。別冊の資料2の40ページ、259番の案件についてですが、下段から4段目、飯梨町[REDACTED] [REDACTED]についてであります。議案においては現況地目が宅地と記載されていますが、正式は田の誤りですので、修正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。それではご説明いたします。1ページに戻ります。1ページの利用権設定によるものについてご説明させていただきます。20年間の利用権設定されているものが、[REDACTED]の更新による利用権設定となります。番号は、7番から246番及び310番、311番になります。また、10年間の利用権設定されているもののが、飯梨地区の圃場整備により、飯梨町の農地を農地中間管理事業により、農地の中間管理権を設定するものでございます。番号は257番から309番、312番になります。また、247番から250番につきましても、農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものでございます。以上ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長：安松 智君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

17番 吉村 正君

議長。

議 長：安松 智君

17番 吉村委員。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。わかる範囲で良いのですが、247番の中間管理権を設定する案件ですが、現在申請人はどのような活動を、営農状況、今後どういう風な計画でやられるのか分かれば教えていただきたいと思います。

農林振興課 井上 幸雄君

ご説明いたします。247番の案件ですが、現在[]が土地を所有されている畑でございます。この後は新規就農者さんが白ネギを作られる予定としておりまして、そちらに貸し出す予定となっております。以上です。

17番 吉村 正君

ありがとうございました。

議 長：安松 智君

他にございますでしょうか。質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：安松 智君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：安松 智君

日程第8 報第156号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議 長：安松 智君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

16ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。17ページから23ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地78筆が、このたび、法人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和4年11月21日となっております。以上です。

議 長：安松 智君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：安松 智君

日程第9 報第157号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議 長：安松 智君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

24ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。25ページから27ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、8件で、全て相続です。以上です。

議 長：安松 智君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：安松 智君
日程第10 報第158号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：安松 智君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
28ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。28ページから37ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、51件で、農地法による賃貸借の解約3件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約48件です。なお、3番から46番は賃借権から使用貸借権への変更によるものです。以上です。

議 長：安松 智君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：安松 智君
日程第11 報第159号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。

議 長：安松 智君
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君
38ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。39ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畑に地目変更です。以上です。

議 長：安松 智君
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：安松 智君
本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第30回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時55分)